

## フッ化物洗口普及モデル事業実施要領

### 1 目的

う蝕予防効果や安全性が高く、公衆衛生的にも大変優れているフッ化物洗口事業を県内に普及するため、モデル地区内の施設（保育所、幼稚園、小学校、中学校等）においてフッ化物洗口等を実施し、本県におけるフッ化物洗口事業の推進体制の構築を図る。

### 2 実施主体

県

### 3 モデル地区

鎌ヶ谷市 四街道市 山武市 大網白里町 茂原市 長生村 鴨川市  
木更津市 市原市 船橋市

### 4 事業内容

#### (1) フッ化物洗口マニュアル策定（県において実施）

- ・ マニュアル策定会議の開催
- ・ マニュアル策定

#### (2) フッ化物洗口実施に係る基盤整備（モデル地区において実施）

- ・ フッ化物洗口推進会議の開催
- ・ 施設関係職員に対する説明会・研修会
- ・ 保護者・地域住民等に対する説明会
- ・ その他必要な事項

#### (3) フッ化物洗口の実施（モデル地区において実施）

- ・ 施設におけるフッ化物洗口の実施

### 5 対象経費

対象経費は、以下のとおりとする。

なお、支出事務については県が行う。

報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）  
使用料及び賃借料

### 6 事業実施期間

平成18年8月29日から平成19年3月31日まで

## 7 事業計画

モデル地区の市町村長は、平成18年9月25日までに、実施計画書を県健康福祉部長へ提出する。

## 8 事業実績

モデル地区の市町村長は、平成19年3月31日までに、実施報告書を県健康福祉部長へ提出する。

## 9 その他

- (1) 事業の実施方法等の細部については、平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号、厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長通知「フッ化物洗口ガイドライン」等を参考とする。
- (2) モデル地区の市町村長は、事業の実施に当たり、施設等に事業の趣旨を周知し理解と協力を求めるとともに、各関係機関・団体と十分連携を図る。
- (3) この要領に定めるもののほか、事業の実施に係る必要な事項は別に定める。